

報酬基準 今里総合労務事務所

【顧問契約プランA (手続・相談)】

人員	4人以下	5～9人	10～19人	20～39人	40～59人
報酬	20,000円	25,000円	30,000円	40,000円	50,000円
人員	60～79人	80～89人	90～99人	100人以上	
報酬	60,000円	70,000円	80,000円	別途ご相談	

(月額・消費税別)

<内容>

1. 人事労務に関する相談・助言・指導

(1) 雇用契約・労働条件等に関する事項

就業規則、雇用契約書、賃金、労働時間、休憩・休日、退職・解雇、その他労働条件 等

(2) 法改正等の情報提供

労働基準法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、労働安全衛生法、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法 等

2. 届出・申告書の作成・提出

(1) 労働基準監督署関係

労働保険料申告、36協定、変形労働時間制に関する協定届、業務災害・通勤災害の請求 等

(2) 公共職業安定所（ハローワーク）関係

取得届、喪失届、離職票、雇用継続給付 等

(3) 年金機構（年金事務所）関係

取得届、喪失届、扶養異動届、算定基礎届、月額変更届 等

(4) 健康保険（各保険者）関係

※人員には役員・パートタイマー等を含めます。

※以下の業務は含まれません。

(1) 労働・社会保険関係

雇用関係助成金申請、労働・社会保険の新規適用・廃止、行政機関調査対応・立会 他

(2) 人事・労務管理関係

就業規則・諸規程の作成・改定、賃金・人事評価制度の設計 他

(3) 給与計算事務

【顧問契約プランB (相談)】

人員	29人以下	30～59人	60～79人	80～99人
報酬	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円
人員	100～149人	150～199人	200人以上	
報酬	60,000円	70,000円	別途ご相談	

(月額・消費税別)

<内容>

顧問契約プランAから事務手続（届出・申告書の作成・提出）を除き、相談・助言・指導のみを行うものです。

※定期訪問を毎月行う場合、上記に一定額を加算させていただきます。

【顧問契約プランC (給与計算・手続・相談)】

人員	4人以下	5～9人	10～19人	20～29人	30～39人
報酬	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円
人員	40～49人	50～59人	60～69人	70～79人	80～89人
報酬	80,000円	90,000円	100,000円	110,000円	130,000円
人員	90～99人	100人以上			
報酬	150,000円	別途ご相談			

(月額・消費税別)

<内容>

顧問契約プランAに毎月の給与計算事務を加えたものです。

給与計算事務のみの契約は原則としてお受けしていません。

※年3回までの賞与計算を含みます。

※勤怠集計業務・年末調整業務は含まれません。

【手続報酬】

月次顧問料に含まれない業務、またはスポットで行う業務に対する報酬です。(すべて消費税別)

1. 就業規則・諸規程の作成・改定

内容	顧問先	非顧問先
就業規則作成	150,000円～	200,000円～
賃金等諸規程作成	各75,000円～	各100,000円～
諸規程改定	各75,000円～	各100,000円～

2. 労働・社会保険の新規適用・廃止

(労働・社会保険各)

被保険者数	顧問先	非顧問先
1～4人	20,000円	50,000円
5～9人	30,000円	60,000円
10～19人	40,000円	80,000円
20人以上	別途ご相談	

3. 雇用関係助成金申請

内容	顧問先	非顧問先
着手料	なし※	(お受けしていません)
成功報酬	受給額の20%	

※事前に就業規則・計画類の作成・届出等が必要な場合、別途費用が発生します。

4. 行政機関調査対応・立会

内容	顧問先	非顧問先
労基署、労働局関係	30,000円～	50,000円～
年金事務所関係	10,000円～	30,000円～